

会計年度任用職員（ICT支援員）追加募集要綱

1 目的

この要綱は、会計年度任用職員（ICT支援員）の採用に関し、必要な事項を定めることにより、適正な選考の実施と最適な人材を確保することを目的とする。

2 採用する職及び採用予定数

職名	採用予定数（令和8年度）	採用予定校
ICT支援員	若干名	別紙のとおり

3 職務内容

- (1) 学習支援クラウドサービスの活用に関する支援、研修業務
- (2) 児童・生徒が所有するICT機器の活用支援業務
- (3) 授業におけるICT機器及び学習用ソフトウェア活用支援業務
- (4) ICT環境保守運用支援業務
- (5) 東京都教育委員会が各校へ導入するシステム及び学校が独自に使用する各システムに関する支援業務
- (6) その他、配置校等の校長等及び配置校等を所管する教育委員会が必要と認める事項

4 勤務条件

別紙2「ICT支援員の勤務条件（会計年度任用職員）」のとおり

5 応募資格

以下（1）から（7）までの全てに該当する者

- (1) 東京都教育委員会の教育目標を理解し、健康でかつ意欲をもって職務を遂行できる者
- (2) 誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる者
- (3) 内外の関係者と円滑に業務を進めるコミュニケーション能力がある者
- (4) 職務上知り得た個人情報の秘密を守れる者（退職後を含む。）
- (5) 公務員倫理を遵守し、業務を行える者
- (6) Word・Excel を利用した文書作成、表作成等の業務が支障なくできる者
- (7) 令和8年度東京都公立学校会計年度任用職員（ICT支援員）として採用候補者となっていない者

なお、以下のいずれかを有していることが望ましい。

- ・「教育情報化コーディネータ3級」認定を有する又はこれと同等の能力を有する者であること。
- ・小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校におけるICT支援員としての2年以上の業務経験
- ・都立学校に導入されている各種システムに関する知識

6 選考の申込み

本選考では、(1) 電子による申込み(推奨)と(2) 郵送申込みの2通りの申込み方法があります。下記申込み方法に従い、選考申込みをしてください。

(電子と郵送の両方で申込みをすることはできません。また、電子による複数の申請はできません。申請が重複した場合は、両方無効となります。)

(1) 電子による申込み(推奨)

ア 以下のURL若しくは二次元コードより、電子申請フォームに必要事項を入力して電子申請を行ってください。

【申請フォームURL】

<https://logoform.jp/form/tmgform/1526057>

【申請フォーム二次元コード】



電子申請の際には、次の電子データを電子申請フォーム内にアップロードしてください。

- (ア) 顔写真
- (イ) 勤務に関する調査票（ICT 支援員）
- (ウ) 上記 5 「『教育情報化コーディネータ 3 級』認定を有する又はこれと同等の能力」に該当する者は、合格通知書の写し又はそれを証明するもの
- (エ) 上記 5 「小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校における I C T 支援員としての 2 年以上の業務経験」に該当する者は、勤務証明書又はそれに準ずるもの

イ 電子申込み期限

締切：令和 8 年 5 月 22 日（金曜日）23:59

(2) 郵送による申込み（※電子による申込みを推奨しております。）

ア 申込書等の提出

次の書類を定められた期日までに提出してください。

- (ア) 会計年度任用職員申込書（第 1 号の 2 様式）
- (イ) 勤務に関する調査票（ICT 支援員）
- (ウ) 上記 5 「『教育情報化コーディネータ 3 級』認定を有する又はこれと同等の能力」に該当する者は、合格通知書の写し又はそれを証明するもの
- (エ) 上記 5 「小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校における I C T 支援員としての 2 年以上の業務経験」に該当する者は、勤務証明書又はそれに準ずるもの

イ 申込書等の提出期日

(2) の郵送申込みは、以下の期限までに、下記郵送先まで郵送（簡易書留）若しくは、レターパックプラスにより提出してください。なお、応募時の書類は返却いたしません。

締切：令和 8 年 5 月 22 日（金曜日）必着（期限厳守）

**郵送先 〒164-0011 東京都中野区中央一丁目 3 8 番 1 号 住友中野坂上ビル 1 1 階
公益財団法人東京都教育支援機構 第二事業部事務支援課
会計年度任用職員選考担当**

7 採用選考実施方法

(1) 選考内容等

ア 選考内容

一次選考 書類審査※

二次選考 面接選考

※令和 8 年 5 月 29 日（金）までに、書類選考の可否を電子申請フォーム（郵送提出の場合は電子メール）で通知します。

イ 面接選考日

令和 8 年 6 月 10 日（水）

面接時間は 20 分程度を予定しています。面接日は書類選考可否通知に併せてお知らせします。

ウ 面接選考会場

東京都庁第一本庁舎若しくは第二本庁舎会議室

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

(2) 選考結果

ア 選考結果は、令和 8 年 6 月中旬（予定）に電子申請フォーム上（郵送提出の場合は、電子メール）で通知します。

イ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

ウ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問合せにはお答えできません。

エ 東京都教育委員会のホームページや都庁本庁舎での発表はありません。また、電話での可否照会には応じられません。

オ 選考結果が採用補欠者であった方については、採用辞退者が出た場合に、別途ご連絡いたします。

(3) 配置校の決定

東京都教育委員会は、任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置される学校（以下「配置校」という。）を決定します。

ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

(4) その他

東京都教育委員会では、ICT 支援員採用選考業務の一部を公益財団法人東京都教育支援機構（以下、「TEPRO」という。）に委託しています。申込書類に不備があった際や選考結果の通知等、TEPRO から連絡がありますので、ご承知おきの程、よろしく申し上げます。

8 特記事項

(1) 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

(2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

(3) このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は次項の別添参照条文をご参照ください。

別添（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執

行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。